

持続化給付金に関するお知らせ

# 支援対象が拡大しています

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける中小法人・個人事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える持続化給付金を支給しております。この度、これまで対象となっていなかった、以下の事業者を新たに対象としています。

1 主たる収入を  
**雑所得・給与所得**  
で確定申告した個人事業者

2  
**2020年1月～3月**  
の間に創業した事業者

どちらのケースも、収入が50%以上減少していることが条件です。  
従来の申請と比べて、ご提出いただく書類が変わります。

## 給付額

1 **最大100万円**

(注)対象月:売上等が▲50%以上の月

(式)  $\text{前年の収入}^* - (\text{対象月の収入}^* \times 12\text{ヶ月})$

※業務委託契約等に基づく事業活動からの収入に限ります

2 中小法人等 **最大200万円**、個人事業者等 **最大100万円**

(式)  $\text{今年1月～3月の総売上} \div \text{今年3月までの創業後月数} \times 6 - \text{対象月の売上} \times 6$

## 申請方法

迅速かつ安全に給付を行うため、**電子(オンライン)申請**で受け付けます。**パソコン**でも、**スマホ**でも、簡単にできます。

申請は持続化給付金ホームページから。

—「持続化給付金」の詳細情報もご覧いただけます—

<https://jizokuka-kyufu.go.jp/>

パソコンでの  
申請は

持続化給付金

検索

スマホでの  
申請は



※従来よりも、審査に時間を要することが想定されます。

※審査の結果、給付要件を満たさない場合には給付できません。

裏面に、要件や必要書類をまとめてあります。ぜひ、ご一読を。

裏面へ

# 1 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者 (業務委託契約等に基づく事業活動からの収入に限ります)

対象者の要件・必要書類は以下の通りです。

## 要件

以下の要件を満たす事業者が対象となります。

- (1) 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく収入であって、雑所得・給与所得として計上されるものを主たる収入として得ており、今後も事業継続する意思がある  
(※確定申告で事業収入あり⇒現行制度で申請)
- (2) 今年の対象月の収入が昨年の月平均収入と比べて50%以上減少している
- (3) 2019年以前から、被雇用者又は被扶養者ではない

## 必要資料

申請時には、以下の書類を提出してください。

※黄色マーカー分が追加

- (1) 前年分の確定申告書
- (2) 今年の対象月の収入が分かる書類(売上台帳等)
- (3) (1)の収入が、業務委託契約等の事業活動からであることを示す書類
  - ①業務委託等の契約書の写し又は契約があったことを示す申立書
  - ②支払者が発行した支払調書又は源泉徴収票
  - ③支払があったことを示す通帳の写し※①～③の中からいずれか2つを提出(②の源泉徴収票の場合は①との組合せが必須)
- (4) 国民健康保険証の写し
- (5) 振込先口座通帳の写し、本人確認書類の写し

# 2 2020年1月～3月の間に創業した事業者

創業月～3月の月平均収入と比べ、対象月の収入が50%以上減少している事業者が対象

## 例

今年2月に創業し、6月を対象月として申請する場合 ※対象月は4月以降から選択

1月	2月	3月	4月	5月	6月
	40万円	60万円	30万円	30万円	20万円

月平均 50万円 → 対象月

創業月から対象月までの各月の収入額は、税理士が確認した毎月の収入を証明する書類で確認いたします。

## 詳細情報はコチラ

本資料でご紹介した内容の詳細は、HPにてご案内しております。

<https://jizokuka-kyufu.go.jp/>

経済産業省

持続化給付金事務局



1 申請要領(主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等向け)

2 申請要領(中小法人等向け、個人事業者等向け) をご確認ください。

持続化給付金相談窓口 フリーダイヤル 0120-279-292 [IP電話専用回線] 03-6832-6631

受付時間 8:30～19:00(土曜日・祝日を除く日曜日～金曜日)

開設期間 9/1(火)～2/28(日) 予定 ※12/29(火)～1/3(日)は休みの予定